

病院とケアマネジャー間の「退院調整ルール」策定協議が 各圏域で動き出しました。

これからもこの情報紙で県内の医療と介護の連携担当者様に進捗状況を
情報提供させていただきます。

☆県内各圏域で

ルールづくりに向けた準備が進んでいます。

- ・ルール策定協議は、昨年度新宮東牟婁圏域で国モデル事業として実施されました。
- ・今年度は他圏域でも保健所がコーディネーターとなり協議の実施を進めています。
- ・概ね1年間をかけ、病院とケアマネジャーが個別及び合同の協議を繰り返しルール策定をめざします。

☆今年度トップを切って、橋本伊都圏域で「病院間協議」 が開催されました。

- ・日時：平成27年7月21日（火）
- ・場所：橋本保健所会議室
- ・参加：県立医大紀北分院、橋本市民病院、
山本病院、紀和病院から看護部長や
地域連携室職員の方々、市町村・地域
包括支援センター



※退院調整ルール策定協議とは

要介護状態の患者の居宅への退院準備の際に、病院から介護支援専門員（ケアマネジャー）への引き継ぎが着実にできるようにするためのルールづくり

※国モデル事業実施状況

H26：岩手、富山、滋賀、京都、兵庫、和歌山、徳島、大分、鹿児島

H27：青森、群馬、福島、長野、福井、奈良、鳥取、佐賀、宮崎